

【HP公開用】

令和2年度

山形地方最低賃金審議会

[第5回]

## 議事録

令和2年10月26日(月)

於 山形労働局 大会議室

山形労働局

1 日 時 令和2年10月26日(月)  
10時00分～10時45分

2 場 所 山形労働局 大会議室

3 出 席 者 (委員15名)

(公益委員)  
阿部 未央 委員  
伊藤 吉明 委員  
コーエンズ久美子 委員  
村山 永 委員  
山上 朗 委員

(労側委員)  
柏木 実 委員  
金子 浩 委員  
蒲原 清天 委員  
高橋 英樹 委員  
長瀬 久子 委員

(使側委員)  
岩田 雅史 委員  
太田 宏明 委員  
加藤 祐悦 委員  
丹 哲人 委員  
原田 雅人 委員

(山形労働局) 局 長 河西 直人

(事務局) 労働基準部長 中井 正和  
賃金室長 阿部 浩志  
賃金室長補佐 滝川 純子  
賃金指導官 中里 康浩

4 議 事

- (1) 特定(産業別)最低賃金改定決定の答申について
- (2) その他

5 そ の 他

6 閉 会

## 令和2年度 第5回 山形地方最低賃金審議会

【R2.10.26】

- 会 長 本日は、お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。  
ただ今から、本年度第5回の山形地方最低賃金審議会を開催いたします。  
本日の出欠等について事務局からお願いいたします。
- 賃金室長 本日は、委員の皆様出席いただいておりますので、最賃審議会令による定  
足数を満たし、審議会は有効に成立していることをご報告いたします。  
また、本日の審議会は公開するという事になっておりましたので、傍聴  
人の申込みを公示いたしましたところ、2名の申込みがあり傍聴いただい  
ております。また、報道機関からも3社の申込みがあったことをご報告いた  
します。  
なお、カメラ撮影は頭撮りと答申文の手交場面を許可しておりますので併  
せてご報告いたします。
- 会 長 それでは議事に入ります。報道機関の方はご着席ください。  
最初に議事録署名委員ですが、労働者側は柏木委員、使用者側は丹委員に  
お願いいたします。  
山形県特定最低賃金専門部会が、本日までに全ての部会において結審いた  
しました。専門部会委員の皆様のご尽力に感謝を申し上げます。  
本日は、これにより各部会の部会長から順次部会報告をいただき、各特定  
最低賃金の改正決定に係る本審議会としての意見についてお諮りすること  
といたします。  
お手元に各部会報告の写しが配布されておりますので、ご覧いただきたい  
と思います。
- 会 長 はじめに、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具等製造業につい  
(電気部会長) て私が部会長を務めておりましたので、私からご報告いたします。  
  
(部会報告書読み上げ：改正時間額846円)
- 会 長 ただ今の部会報告について、ご意見等あればお伺いをいたし、その後採決  
したいと思います。ご意見等ございますでしょうか。  
  
(意見なし)
- 会 長 それでは、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具等製造業最低賃

金の改正決定について、専門部会報告どおりとすることについて採決を行います。

部会報告のとおり答申を行うことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(会長を除く全委員数(14名)が挙手)

会長 　ただ今の採決の結果、全会一致と認められますので、専門部会報告を当審議会の結論として山形労働局長に答申することといたします。

次に、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置等製造業最低賃金の改正決定について、コーエンズ部会長から部会報告をお願いいたします。

報告文を読み上げていただいた後、私の方に報告書をお渡してください。

コーエンズ部会長  
(機械部会長) 　(部会報告書読み上げ：改正時間額862円)

会長 　ただ今ご報告を頂きました部会報告について、ご意見があればお伺いをいたし、その後採決したいと思います。ご意見等ございますでしょうか。

(意見なし)

会長 　それでは、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置等製造業最低賃金の改正決定について、専門部会報告どおりとすることについて採決を行います。部会報告のとおり答申を行うことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(会長を除く全委員数(14名)が挙手)

会長 　ただ今の採決の結果、全会一致と認められますので、専門部会報告を当審議会の結論として山形労働局長に答申することといたします。

会長 　続きまして、自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、村山部会長から部会報告をお願いいたします。

報告文読み上げの後、私の方に報告書をお渡してください。

村山部会長  
(部品部会長) 　(部会報告書読み上げ：改正時間額861円)

会長 　ただ今の部会報告について、ご意見等あればお伺いをいたし、その後採決したいと思います。ご意見等ございますでしょうか。

(意見なし)

会 長            それでは、自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、専門部  
会報告どおりとすることについて採決を行いたいと思います。  
部会報告のとおり答申を行うことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(会長を除く全委員数(14名)が挙手)

会 長            ただ今の採決の結果、全会一致と認められますので、専門部会報告を当審  
議会の結論として山形労働局長に答申することといたします。

会 長            では最後に、自動車整備業について、阿部部会長から報告をお願いいたし  
ます。  
報告文読み上げの後、私の方に報告書をお渡しください。

阿部部会長  
(整備部会長)            (部会報告書読み上げ：改正時間額865円)

会 長            ただ今の部会報告について、ご意見等あればお伺いをいたし、その後採決し  
たいと思いますが、その前に事務局から補足の説明がありますのでお願いい  
たします。

賃金室長            ただ今、部会長からご報告いただきました報告書がございますが、資料の  
うち自動車整備業専門部会報告書の契印のあるものでございます。同じもの  
が2つございますが、契印のある方をご覧いただきたいと思います。

これまで自動車整備業最低賃金が適用される事業者としましては、自動車  
整備業の他、もう一つ道路運送車両法第77条の自動車分解整備事業を営む  
使用者とされておりましたが、この道路運送車両法第77条につきましては  
法改正がありまして、今年4月1日から施行されておりました。その法改  
正は、最後の資料から2枚目となりますが、条文の自動車分解整備業を自動  
車特定整備業に名称を改めますとともに、最後の色刷りの資料、これは国交  
省のホームページから取ったものでありますが、これの裏面の上にあります  
が、「分解整備の範囲拡大」の方に自動車特定整備事業の中に、自動車の自動  
運転や自動ブレーキなどに対応するための電子制御装置整備を加える内容  
の改正でございます。その下の「認証のパターン」をご覧ください。これに  
よりますと、自動車特定整備業の中には(1)これまで通り分解整備だけを行  
う事業者、(3)これまでの分解整備に加えて電子制御装置整備も行う事  
業者、さらにこれに加えて、(2)電子制御装置整備だけを行う事業者に

つきましても自動車特定整備事業者と呼ばれることとなりました。そうなりますと（２）の部分でございますが、これまでも特定最賃で対象としてこなかったところでありまして、この部分の使用者も対象の範囲に加わるということになってしまいまして、特定最賃の同一性が失われるという不都合が生じることとなります。

事務局では、この法改正があつたことを知らないままに審議会に諮問しており、審議も法改正前の条文に基づき、つまり法改正前の条文による使用者の範囲という認識で調査審議をお願いしたものでございました。

専門部会での審議が進み、最後の専門部会での決定内容のご確認の際にお一人の委員から法改正で条文が変わっているというご指摘をいただきまして、そのご指摘のように訂正し専門部会で決議したというものであり、それが先程ご覧いただきました契印があります報告書であります。

その後、この条文を確認した所、字句だけでなく条文の内容も先程ご説明いたしましたように変わっているということがわかり、このままこの条文を引用するとこの最低賃金の適用対象者の範囲がこれまでと変わってしまうということになりますことから、これを避けるため、適用対象者の範囲を限定するというフレーズを入れるなどをして調整をしたものが、その後についております修正版という部会の報告別紙１でございます。つきましては、ご採択いただく際には修正版での採択をお願いしたいということでございます。

会 長 　　ただ今の事務局の説明について、ご質問等があればお受けいたしますがいかがでしょうか。

（意見なし）

会 長 　　それでは、ご意見ですがまず阿部部会長からご意見を賜りたいと思っておりますがいかがでしょうか。

阿部部会長 　　特にないです。

会 長 　　修正版での審議ということでよろしいでしょうか。

阿部部会長 　　はい。

会 長 　　次に、部会委員の柏木委員いかがでしょうか。

柏木委員 　　はい、ありません。

- 会 長 使用者側の部会委員である丹委員いかがでしょうか。
- 丹 委 員 はい、ありません。
- 会 長 他にどなたかご質問やご意見ございましたらお願いいたします。
- 柏木委員 来年度の審議においては、この範囲はどうなるのでしょうか。新しい条文になるのかどうか。
- 賃金室長 新しい範囲ということにしますと、一旦廃止の手続きが必要になるかと思われるので、このままでということだと今の範囲のままということと考えています。
- 会 長 その辺はちょっと検討がいると思います。
- 丹 委 員 電子だけに特定している所は入らないということなんですね。
- 会 長 はい、そうなんです。それを含めて、どういう手続をすればそうなるのか。この場では時間がありませんので十分検討して、答えをいただけたらと思います。  
他にございませんでしょうか。
- (意見なし)
- 会 長 それでは、自動車整備業最低賃金の改正決定について、修正版の部会報告のとおり答申を行うかどうかについて採決を行います。  
修正版の部会報告のとおり答申を行うことに賛成の方の挙手をお願いいたします。
- (会長を除く全委員数(14名)が挙手)
- 会 長 ただ今の採決の結果、全会一致と認められますので、専門部会報告修正版を当審議会の結論として山形労働局長に答申することとします。  
これで、本審議会としての4業種に係る特定最低賃金の改正決定の意見が決定いたしました。  
それでは、山形労働局長に答申することとしますが、答申文作成のためここで一旦休憩を入れたいと思いますが、事務局どのくらい時間が必要ですか。
- 賃金室長 5分程いただければと思います。

会 長           それでは5分間休憩にします。

(休憩)

会 長           審議を再開いたします。  
答申文案を委員の方々に配布してください。

(事務局：答申文案の写しを各委員に配布)

会 長           お手元に答申文案が配布されていると思いますが、文案を確認してください。  
念のため事務局から読み上げてください。

賃金室長           (答申文案読み上げ)

会 長           ありがとうございます。読み上げていただきましたが、この文案で答申をいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。  
労側いかがでしょうか。

(意見なし)

会 長           使側いかがでしょうか。

(意見なし)

会 長           それでは、この文面にて答申文を山形労働局長にお渡ししたいと思います。  
撮影を許可いたします。

(中央にて、会長から局長へ答申文を手交)

会 長           それでは、山形労働局長からご挨拶をいただきます。

局 長           ただ今、山上会長から4つの産業の特定最低賃金の改正決定について、答申をいただきました。今年度は県内の経済が新型コロナウイルス感染症で大きな影響を受け、また先行きも不透明という厳しい状況の下で熱心かつ慎重にご審議をいただき、答申としてまとめていただきました。改めまして、公労使全ての委員の皆様方のご尽力に対しまして、深くお礼申し上げます。本日の答申を尊重いたしまして、改正発効に向けて諸手続を進めるとともに、



改正内容の周知広報等に努めてまいりたいと思います。

本日は、誠にありがとうございました。

会 長            ありがとうございました。それでは、答申後の事務手続きにつきまして、事務局から説明をお願いします。

賃金室長        本日、この後に答申内容を公示いたしまして、本日10月26日から11月10日火曜日まで異議申出の受付を行います。

過去に、特定最低賃金についての異議申出が行われたことはありませんでしたが、申出があった場合につきましては、各委員の皆様には直ちにご連絡を申し上げ、日程調整をお願いの上11月11日水曜日の午前中に審議会の開催をお願いすることになります。その際はよろしくお願い申し上げます。

異議申出がない場合は、異議申出締切りの翌日に官報公示の所定手続きを行いますが、いずれにしましても、11月25日までの官報に公示されれば、指定日である12月25日に効力発生となります。

会 長            ただ今の説明につきまして、何かご質問等はございますか。

(質問なし)

会 長            私の方から一言申し上げます。本年度は新型コロナウイルス感染拡大という異常な状況の中で、委員の皆様には例年以上にご負担をお掛けいたしました。

しかし、ご尽力をしていただきました結果、本日答申に至ったということがあります。改めて私の方からもお礼申し上げます。ありがとうございました。

会 長            それでは、事務局を含めて何かございますでしょうか。

(質問等なし)

会 長            それでは、予定のことですが次回の本審議会は異議の申立てがあれば、11月11日の午前中に開催いたしますが、異議の申立てがなければ来年3月の開催となります。開催日時につきましては、事務局から日程を調整の上ご連絡を差し上げたいと思います。異議申出のあった場合は11月、なかった場合は来年3月、いずれにしても次回は公開での開催にしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(意見なし)

会 長            それでは、次回は公開による開催ということにします。

以上で本日は終了といたします。ありがとうございました。